

2024年度
「量子・古典ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業」
に係る公募要領

2024年4月26日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部

【受付期間】

2024年4月26日(金)～2024年5月27日(月) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

■Web入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. (4) 提出書類」参照）のアップロードを行ってください。

＜Web入力フォーム＞

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/ks6k559644g6>

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・E-mail等）は受け付けません。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■アップロードするファイルは、一部を除き全てPDF形式ですが、一つのzipファイルにまとめるなど、本公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

目次

1. 件名	3
2. 事業概要	3
3. 応募要件	7
3.1 応募パターンに委託期間（初期仮説検証フェーズ、本格研究フェーズ）が含まれる場合	7
3.2 応募パターンに助成事業期間（実用化開発フェーズ）が含まれる場合	8
4. 提出期限・提出先等	10
5. 秘密の保持	14
6. 委託先・助成先の選定	14
6.1 委託先（応募パターン[1]-1～3における採択先）の選定	14
6.2 助成先（応募パターン[1]-4における採択先）の選定	16
6.3 委託先・助成先（応募パターン[1]-1～[1]-4における採択先）の選定における共通事項.....	17
7. ステージゲート審査	18
8. 留意事項	20
8.1 全期間（初期仮説検証、本格研究、実用化開発）共通の留意事項	20
8.2 委託事業（初期仮説検証、本格研究）に関する留意事項	27
8.2 助成事業（実用化開発）に関する留意事項.....	28
9. 説明会の動画配信	31
10. 問い合わせ先	31
11. NEDO事業に関する業務改善アンケート	31
【関連資料】	31

2024年度「量子・古典ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業」に係る公募について
(2024年4月26日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、2023年度から2027年度まで「量子・古典ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業」(以下、本事業^{※1}という。)を、委託事業及び助成事業として実施します。本事業への参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

本公募は研究開発項目①「量子・古典アプリケーション開発・実証」に対する公募となります。
(研究開発項目②「量子・古典の最適化等に向けたライブラリ開発」は公募対象外となります。)

※1 2024年度より本事業名を「量子・AIハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業」から「量子・古典ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業」に変更しました。

1. 件名

「量子・古典ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業」

2. 事業概要

以下に、基本計画に基づく本事業の背景、目的、事業内容、事業期間等を記載します。詳細は基本計画を参照願います。

(1) 背景

我が国は、将来の目指すべき社会像として「Society 5.0」や「データ駆動型社会」を世界に先駆けて掲げており、特に人工知能(以下「AI」という。)やデータ連携基盤は経済・産業政策上、競争力の源泉となる重要な技術インフラとなっています。量子技術はこうした重要技術インフラをさらに飛躍的・非連続的に発展させる鍵となる基盤技術の一つであり、DXの急速な進展、カーボンニュートラル社会の実現に向けた動きなど急激に変化する社会経済の環境に対する量子技術に期待される役割は増大しています。

(2) 目的

本事業では、量子技術とAI等の従来型(古典)技術システムを融合・一体化したサイバー・フィジカルシステム(以下、「量子・古典ハイブリッド型サイバー・フィジカルシステム」といい、そこで活用する技術を「量子・古典ハイブリッド技術」という。)による省エネルギー等のエネルギー需給構造の高度化への貢献を目指します。また、その研究開発を通じた技術の高度化、社会実装にむけて、量子コンピュータを我が国の産業競争力強化・社会課題解決にフル活用するため、技術が先行するアニーリング方式の利活用を世界に先駆けて進めつつ、早期のビジネスモデル・サプライチェーン・国際共同開発体制の構築により、その後立ち上がるゲート方式の市場獲得を目指します。これらの実現に向けて、早い段階から産業化を見据えた量子・古典ハイブリッド型サイバー・フィジカルシステムのアプリケーションの開発に着手し、エネルギー需給構造の高度化や生産性向上(市場獲得)への貢献及びビジネスモデルや戦略に変革をもたらすユースケースの創出を目指します。

(3) 事業内容(研究開発項目①「量子・古典アプリケーション開発・実証」)

本事業では、量子・古典ハイブリッド型サイバー・フィジカルシステムのアプリケーションソフトウェア(以下、「量子・古典アプリケーション」)の開発および実証を行います。

本事業では、「素材開発」「製造」「物流・交通」「ネットワーク」の分野で、量子技術(量子

inspired 技術含む)とAIのそれぞれの特性を組み合わせることにより、データ活用の高度化を達成し、生産性向上や省エネルギー化に貢献する量子・古典アプリケーションを開発するとともに、量子・古典ハイブリッド型サイバー・フィジカルシステムに実装して従来技術に対する優位性及び事業化に対する有効性について実証を行います。

なお、本公募における量子・古典アプリケーションの開発分野は「製造」「物流・交通」「ネットワーク」の3分野です。 (「素材開発」は公募対象外となります。)

研究開発項目①「量子・古典アプリケーション開発・実証」は、【初期仮説検証フェーズ】【本格研究フェーズ】【実用化開発フェーズ】の3段階のフェーズに分けて実施します。

なお、【初期仮説検証フェーズ】【本格研究フェーズ】は委託事業として、【実用化開発フェーズ】は助成事業として実施していただきます。

初期仮説検証フェーズ ※委託業務として実施	提案書にて提案した「事業課題に対する初期仮説解法」に対する実現可能性を、技術優位性及び事業有効性の観点から検証します。 ※本フェーズでは、簡易事業課題（計算規模や複雑さを軽減した事業課題）で検証を行うことも可とします。
本格研究フェーズ ※委託業務として実施	初期仮説解法を実際の事業課題に対応可能な解法へと改良するとともに、解法を実装してテスト環境下で使用可能な試作量子・古典アプリケーションを開発します。 また、開発した試作量子・古典アプリケーションの技術優位性及び事業有効性について、テスト環境下で検証します。
実用化開発フェーズ ※助成事業として実施	実際の事業課題に対応可能な解法を実装し、実環境下でのユーザー使用を想定した量子・古典アプリケーションを開発します。 また、量子・古典アプリケーションの技術優位性及び事業有効性について、実環境下で実証します。

なお、初期仮説検証フェーズにて、事業化に向けてビジネスモデルや事業体制、ロードマップ、市場分析、競合分析、事業収益性などの社会実装に向けた取り組み、社会実装により期待できる効果（2035年におけるCO₂排出削減量[t/年]や獲得市場規模[円]）の検討を実施いただき、その後のフェーズを通してそれらの精緻化を実施していただきます。

<留意事項>

- ・ 委託期間にあたる初期仮説検証フェーズ及び本格研究フェーズでの研究開発成果は、原則としてNEDOが対外的に公開します。
- ・ 本事業で実用化・事業化を目指す量子・古典アプリケーションは、現在利用可能なコンピュータで実現可能なものに限り、将来利用可能予定のコンピュータ（FTQC等）の実現を想定した研究開発は、本事業の対象外とします。なお、前述の範囲であれば利用する計算資源の種類に制限は設けておらず、AI処理向け計算機、スーパーコンピュータ、疑似量子コンピュータ、量子アニーリング型コンピュータ、量子ゲート型コンピュータ等いずれを利用されても構いません。また、オンプレミス環境、クラウド環境など計算環境も問いません。
- ・ 主とする研究開発対象は量子・古典アプリケーションです。ただし、当該アプリケーションの実証に必要な範囲で、システム（量子・古典ハイブリッド型サイバー・フィジカルシステム）等の構築も実施内容として認めます。

(4) 応募パターン

本公募では、開始フェーズと終了フェーズの違いにより4つの応募パターンを設けています。いずれか1つを選択して応募ください。

複数の提案を希望する場合は、提案毎に提案書を分けて応募ください。

応募パターン [1]-1	概要	提案に含まれるフェーズ（○：含む、－：含まない） <table border="1"> <tr> <td>初期仮説検証フェーズ（委託）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>本格研究フェーズ（委託）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>実用化開発フェーズ（助成）</td> <td>○</td> </tr> </table>	初期仮説検証フェーズ（委託）	○	本格研究フェーズ（委託）	○	実用化開発フェーズ（助成）	○
	初期仮説検証フェーズ（委託）	○						
本格研究フェーズ（委託）	○							
実用化開発フェーズ（助成）	○							
備考	<ul style="list-style-type: none"> 初期仮説検証フェーズ及び本格研究フェーズは委託業務、実用化開発フェーズは助成事業として実施していただきます。 本格研究フェーズへの継続可否、及び実用化開発フェーズへの継続可否はステージゲート審査により決定します。 提案書及び採択後に提出いただく実施計画書には、実用化開発フェーズまでの計画を記載いただきます。 事業化の主体となる企業等が研究体制に含まれる必要があります。 実用化開発フェーズ移行の際、委託事業から助成事業へと変更となりますので交付申請を行っていただく必要があります。（必要となる書類を提出いただきます。） 							
応募パターン [1]-2	概要	提案に含まれるフェーズ（○：含む、－：含まない） <table border="1"> <tr> <td>初期仮説検証フェーズ（委託）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>本格研究フェーズ（委託）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>実用化開発フェーズ（助成）</td> <td>－</td> </tr> </table>	初期仮説検証フェーズ（委託）	○	本格研究フェーズ（委託）	○	実用化開発フェーズ（助成）	－
	初期仮説検証フェーズ（委託）	○						
本格研究フェーズ（委託）	○							
実用化開発フェーズ（助成）	－							
備考	<ul style="list-style-type: none"> 初期仮説検証フェーズ及び本格研究フェーズは委託業務として実施していただきます。 本格研究フェーズへの継続可否はステージゲート審査により決定します。 提案書及び採択後に提出いただく実施計画書には、本格研究フェーズまでの計画を記載いただきます。 <p>※本応募パターンは、NEDOからの助成交付金を受けることなく事業化開発フェーズに該当する研究開発を実施する場合や、応募時点で事業化の主体となる企業等を含む研究体制スキームを提案することが困難な場合等を想定したものです。</p>							
応募パターン [1]-3	概要	提案に含まれるフェーズ（○：含む、－：含まない） <table border="1"> <tr> <td>初期仮説検証フェーズ（委託）</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>本格研究フェーズ（委託）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>実用化開発フェーズ（助成）</td> <td>○</td> </tr> </table>	初期仮説検証フェーズ（委託）	－	本格研究フェーズ（委託）	○	実用化開発フェーズ（助成）	○
	初期仮説検証フェーズ（委託）	－						
本格研究フェーズ（委託）	○							
実用化開発フェーズ（助成）	○							
備考	<ul style="list-style-type: none"> 本格研究フェーズは委託業務、実用化開発フェーズは助成事業として実施していただきます。 実用化開発フェーズへの継続可否はステージゲート審査により決定します。 提案書及び採択後に提出いただく実施計画書には、実用化開発フェーズまでの計画を記載いただきます。 事業化の主体となる企業等が研究体制に含まれる必要があります。 実用化開発フェーズ移行の際、委託事業から助成事業へと変更となりますので交付申請を行っていただく必要があります。（必要となる書類を提出いただきます。） 							
応募パターン	概要	提案に含まれるフェーズ（○：含む、－：含まない）						

[1]-4		初期仮説検証フェーズ（委託）	—
		本格研究フェーズ（委託）	—
		実用化開発フェーズ（助成）	○
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用化開発フェーズは助成事業として実施していただきます。 ・ 事業化の主体となる企業等が研究体制に含まれる必要があります。 ・ 採択決定後、速やかに交付手続きを行っていただく必要があります。（必要となる書類等を提出いただきます。） 	

(5) 事業期間

事業期間は、応募パターンにより異なります。また、委託契約については、原則として各フェーズ単位で複数年度契約を行う予定です。

応募パターン		事業期間と当初契約締結期間	
[1]-1	事業期間 (予定)	<最大約4年間>	
		初期仮説検証	採択通知日 ～ 2025年10月31日
		本格研究	～ 2027年3月31日
		実用化開発	～ 2028年3月31日
	当初契約締結期間	初期仮説検証フェーズ期間（採択通知日～2025年10月31日）	
[1]-2	事業期間 (予定)	<最大約3年間>	
		初期仮説検証	採択通知日 ～ 2025年10月31日
		本格研究	～ 2027年3月31日
		当初契約締結期間	初期仮説検証フェーズ期間（採択通知日～2025年10月31日）
[1]-3	事業期間 (予定)	<最大約2.5年間>	
		本格研究	採択通知日 ～ 2025年10月31日
		実用化開発	交付決定日から最大1年間
		当初契約締結期間	本格研究フェーズ期間（採択通知日～2025年10月31日）
[1]-4	事業期間 (予定)	<最大約1年間>	
		実用化開発	交付決定日から最大1年間
		当初契約締結期間	実用化開発フェーズ期間（交付決定～事業期間終了予定日）

(6) 採択件数

採択件数は開始フェーズの事業形態により異なります。開始フェーズが委託の事業形態（応募パターン[1]-1、[1]-2、[1]-3）と助成の事業形態（応募パターン[1]-4）で、それぞれ独立した予算枠を設けて審査を行います。

ただしそれぞれの予算枠において、2024年度NEDO負担額の総額が上限額に達しない場合は、予算枠間で上限額の調整を実施する場合があります。また、採択において、開発分野の採択件数に想定採択件数と大きく偏りが生じないように配慮した審査を実施する場合がございます。

開始フェーズの事業形態	採択方法と想定採択件数	
委託	採択方法	2024年度NEDO負担額の総額が上限額（約3億5,000万円）を超えない範囲で採択します。
	想定採択件数	7件（製造：2件、物流・交通：2件、ネットワーク：3件）
	該当応募パターン	[1]-1、[1]-2、[1]-3

助成	採択方法	2024 年度NED O負担額の総額が上限額（約 1 億 8,000 万円）を超えない範囲で採択します。
	想定採択件数	1 件（製造、物流・交通、ネットワークのいずれか 1 件）
	該当応募パターン	[1]-4

(7) 事業規模

1 件あたりの応募パターンに応じたNED O負担額上限は次の通りです。

なお、初期仮説検証フェーズ及び本格研究フェーズは委託業務（NED O負担率：100%）として実施し、実用化開発フェーズは助成事業（NED O負担率：大企業 1/2、中堅・中小・ベンチャー企業 2/3）として実施します。（大企業、中堅・中小・ベンチャー企業の定義は「3. 応募要件 3.2 応募パターンに助成期間（実用化開発フェーズ）が含まれる場合(4)補助率及び助成金の額」を参照ください。）本事業では、当初設定された予算額に加え、実施期間中の進行状況等に基づき、予算上限額の増額を検討する場合があります。

応募パターン		NED O負担額上限
[1]-1	初期仮説検証フェーズ（委託）	上限 7,500 万円（約 1.5 年間）
	本格研究フェーズ（委託）	上限 1 億 5,000 万円（約 1.5 年間）
	実用化開発フェーズ（助成）	上限 1 億 8,000 万円（約 1.0 年間）
[1]-2	初期仮説検証フェーズ（委託）	上限 7,500 万円（約 1.5 年間）
	本格研究フェーズ（委託）	上限 1 億 5,000 万円（約 1.5 年間）
[1]-3	本格研究フェーズ（委託）	上限 1 億 5,000 万円（約 1.5 年間）
	実用化開発フェーズ（助成）	上限 1 億 8,000 万円（約 1.0 年間）
[1]-4	実用化開発フェーズ（助成）	上限 1 億 8,000 万円（約 1.0 年間）

(8) 交付規程について

本事業の実用化開発フェーズは「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

3. 応募要件

3.1 応募パターンに委託期間（初期仮説検証フェーズ、本格研究フェーズ）が含まれる場合

応募資格のある法人は、次の i～vii までの条件、「基本計画」及び「2024 年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

i	当該技術または関連技術において、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有しており、かつ部分的にでも研究開発の実績を有していること。
ii	本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
iii	NED Oがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
iv	企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。また、本研究開発成果の実用化・事業化に取り組む実用化・事業化責任者を配置していること。
v	研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
vi	複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
vii	本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。その中で、本邦の企業等は研究開発の中核を担い、国外に対する本邦の

3.2 応募パターンに助成事業期間（実用化開発フェーズ）が含まれる場合

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第5条）を満たすことが必要です。また、単独ないし複数で助成を希望する、原則本邦の企業、大学等の研究機関（原則、本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別の研究開発能力、研究施設等の活用または国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。その中で、本邦の企業等は研究開発の中核を担い、国外に対する本邦の競争力強化に資する提案とすること。）であることが必要です。

i	助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
ii	助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
iii	助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
iv	当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
v	当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
vi	当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

i	助成事業が、本事業の基本計画に定められている研究開発計画の内、助成事業として定められている研究開発項目の実用化開発であること。
ii	助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。（提案書の様式8「企業化計画書」中に記載してください。）
iii	助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。（様式5「提案書（助成用）」の「1-6. アウトカム目標への貢献」中に記載してください。）（我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。） ※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）
iv	なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査に御協力いただく場合があります。
v	助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。

助成事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人）等と共同研究を実施する場合、同交付規程第6条第2項に基づき、当該共同研究費については定額助成します。

(4) 補助率及び助成金の額

企業規模に応じて、原則、以下の比率で助成します。

- ・大企業※：1/2 助成
- ・中堅・中小・ベンチャー企業※：2/3 助成

※大企業とは下に定義する中堅企業及び中小・ベンチャー企業を除いた企業です。

※中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の(ア)(イ)(ウ)又は(エ)のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず(注1)、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

(ア) 「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(イ) 「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等(事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)

(ウ) 「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数(注2)が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・ 試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・ 未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・ 提案時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(注3)の所有

に属している企業

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業（注 3）の所有に属している企業
- ・ 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業

(注 2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注 3) 大企業とは、(ア) から (エ) のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(参考) 会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法 337 条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

4. 提出期限・提出先等

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限： 2024 年 5 月 27 日（月）正午アップロード完了

期限までにアップロードを完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「提案書作成上の注意」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

※なお、NEDO 公式 SNS をフォロー頂くと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを確認できます。ぜひフォロー頂き、ご活用ください。

【参考】NEDO 更新 SNS <https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/ks6k559644g6>

(3) 提出方法

「(2)提出先」の Web 入力フォームで以下の①～⑩を入力いただき、⑪⑫をアップロードしてください。⑪にアップロードするファイルは、指定する書類を一つの PDF 形式のファイルにまとめてください。⑫でアップロードするファイルは提出書類毎（全て PDF 形式）に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip）にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出

の場合は、再度、①～⑩を入力いただき、⑪⑫全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

①提案名(テーマ名) (※)

②代表法人名称

③代表法人連絡担当者氏名

④代表法人連絡担当者電話番号

⑤代表法人連絡担当者E-mail アドレス

⑥技術的ポイント(300文字以内) (※)

⑦代表法人研究開発責任者 (※)

応募パターン[1]-4の場合、代表法人主任研究者 (※)

⑧連名提案法人名及び研究開発責任者名(複数の場合は、列記) (※)

応募パターン[1]-4の場合、連名提案法人名及び主任研究者名(複数の場合は、列記) (※)

再委託先等(委託事業における再委託先・共同実施先、助成事業における委託先・共同研究先)についても記載してください。

⑨利害関係者 (※)

⑩初回の申請受付番号(再提出の場合のみ)

⑪提出書類(提案書)

- ・ 「4. (4) 提出書類」における「提案書」を構成する書類らをPDF形式1ファイルに統合したものをアップロードください。
- ・ 統合時の書類の順番は、「4. (4) 提出書類」における「提案書類名」に記載する順番に合わせてください。

⑫提出書類(その他)

- ・ 上記⑪で提出するファイル以外のファイルをそれぞれPDF形式で1つのzipファイルにしてアップロードしてください。
- ・ 「4. (4) 提出書類」の「提案書」部分以外のすべてを個々にPDFとして提出ください。提出書類は一つのzipファイルにまとめてアップロードください。

(※) 利害関係の確認について

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDOから①提案名、⑥技術的ポイント、⑦代表法人研究開発責任者(または代表法人主任研究者)、⑧連名提案法人名及び研究開発責任者名(または連名提案法人名及び主任研究者名)を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑨利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございます。

ますので、御協力をお願いいたします。

- ▶ 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者または主任研究者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇
 〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇
 〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(4) 提出書類

提出書類名		応募パターン			
		○：必要、△：任意、-：不要			
		[1]-1	[1]-2	[1]-3	[1]-4
提案書	様式 1-1：提案書作成上の注意、表紙、本文	○	-	-	-
	様式 1-2：提案書作成上の注意、表紙、本文	-	○	-	-
	様式 1-3：提案書作成上の注意、表紙、本文	-	-	○	-
	様式 2-1：総括表（委託用）	○	-	-	-
	様式 2-2：総括表（委託用）	-	○	-	-
	様式 2-3：総括表（委託用）	-	-	○	-
	様式 3-1：総括表（助成用）	○	-	-	-
	様式 3-2：総括表（助成用）	-	-	○	-
様式 4：研究開発成果の事業化計画書	○	○	○	-	
提案書	様式 5：提案書（助成用）	-	-	-	○
	様式 6：研究体制表（助成用）	-	-	-	○
	様式 7：総括表（助成用）	-	-	-	○
	様式 8：企業化計画書	-	-	-	○
研究開発責任者の研究経歴書及び若手研究者（40歳以下）数の記入について（詳細は様式 9）		○	○	○	-
事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は様式 10-1、様式 10-2）		○	○	○	-
NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書		△	△	△	-
主任研究者研究経歴書及び若手研究者（40歳以下）数の記入について（詳細は様式 11）		-	-	-	○
事業成果の広報活動について（詳細は様式 12）		-	-	-	○
非公開とする提案内容（詳細は様式 13）		-	-	-	△
事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（詳細は様式 14）		-	-	-	△
e-Rad 応募内容提案書（詳細は「4. (5) 提出にあたっての留意事項」）		○	○	○	○
会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）		○	○	○	○
直近の事業報告書及び財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）（3年分） ※「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出してください。		○	○	○	○

※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。				
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は様式 15）	△	△	△	△
その他の研究費の応募・受入状況（詳細は様式 16）	△	△	△	△
当該提案内容に関して、国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料	△	△	△	△

- ✓ 複数者連名でご提案頂く場合、提案書（様式 1～3、もしくは様式 5～8）はテーマ単位で作成してください。ただし、様式 1-1～1-3 及び様式 5 の「表紙」は複数の連名提案者各々について作成し、添付する必要があります。また、様式 4 及び様式 8 も提案者各々について作成する必要がありますが、連名提案やコンソーシアム等で研究開発を進める場合であって、将来の実用化・事業化に向けた取組を共に進める場合は、テーマ単位で作成しても結構です。様式 9 以降については、提案者各々について作成する必要があります。詳細は各様式内の注意書きをご参照ください。
- ✓ 再委託先等（委託事業における再委託先・共同実施先、助成事業における委託先・共同研究先）を設置する場合、再委託先等は、様式 1-1～1-3 及び様式 5 の「表紙」を添付する必要はありません。様式 4 及び様式 8 については、再委託先等も各々で作成する必要がありますが、連名提案やコンソーシアム等で研究開発を進める場合であって、将来の実用化・事業化に向けた取組を共に進める場合は、テーマ単位で作成しても結構です。様式 9 以降において、再委託先等が作成する必要がある書類は、様式 9（ただし若手研究者数の記入は不要）、様式 11（ただし若手研究者数の記入は不要）、会社案内、直近の事業報告書及び財務諸表、様式 16、となります。詳細は各様式内の注意書きをご参照ください。

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ・ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】 e-Rad ポータルサイト

5. 秘密の保持

- ・ NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・ 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、「研究開発責任者の研究経歴書 (CV)」または「主任研究員研究経歴書 (CV)」については、個人情報の保護に関する法律第 22 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- ・ e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。
- ・ 評価者には守秘義務がありますが、応募パターン[1]-4 において、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「様式 13」に明示ください。NEDOはその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。

6. 委託先・助成先の選定

6.1 委託先（応募パターン[1]-1～3 における採択先）の選定

(1) 審査方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査（「資料 4」参照）や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

(ア) 採択審査の基準

i. 設定された社会課題・事業課題が基本計画の目的、目標に合致していること。現行技術で解決できない技術課題が設定されていること。（社会課題・事業課題が明確であり、かつ基本計画の目的、目標に合致しているか。）（提案された技術課題が、現行技術では解決困難な規模や複雑さを有しているか。）

ii. 提案された研究開発内容に新規性があり、技術的に優れていること。（提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか。）

【応募パターン[1]-1、[1]-2 の場合の補足】

（「量子・古典アプリケーション」を開発するにあたり、検証する初期仮説（量子技術と AI 技術について、それぞれ何の技術を/どのように/なぜ活用するのか）が明らかになっているか。）（実現可能性のある提案内容であり、FS を実施するに値する内容となっているか（技術的可能性、計画の妥当性等）。）

【応募パターン[1]-3 の場合の補足】

（「量子・古典アプリケーション」を開発するにあたり、初期的な仮説（量子

	技術と AI 技術について、それぞれ何の技術を/どのように/なぜ活用するのか)の検証結果が明らかになっているか。(実現可能性のある提案内容であり、テスト環境下で使用可能な試作量子・古典アプリケーションの開発や、テスト環境下での検証を実施するに値する内容となっているか(技術的可能性、計画の妥当性等。)
iii.	有効な目標値が設定されていること。(技術優位性や事業有効性につながる目標値が根拠とともに設定されているか。)
iv.	事業化への取り組みが具体化されていること。(どのような形で実用化・事業化されることを想定しているか。実用化・事業化を行う製品・サービス等の概要、ビジネスモデル、体制構築、スケジュールなどが明確になっており、成果の実用化・事業化が見込まれるか。)(実用化・事業化に向け、知財・標準化の方針の検討は十分か。)
v.	本事業のアウトカム目標への貢献が見込まれること。(提案された課題の解決によって、温室効果ガスの排出量削減または新規市場獲得が見込めるか。)
vi.	本研究開発を遂行するための高い能力を有すること。 【応募パターン[1]-1、[1]-3 の場合の補足】 (当該又は関連分野の実績・経験を有しているか。また実施体制について、本研究を行うにあたって適切な管理を行え、かつ実環境下での実証を行える体制を有するか。) 【応募パターン[1]-2 の場合の補足】 (当該又は関連分野の実績・経験を有しているか。また実施体制について、本研究を行うにあたって適切な管理を行えるか。実環境下での実証を行える体制が想定されているか。)
vii.	提案内容に照らして、妥当な予算となっていること。(提案内容に照らして、妥当な予算となっているか。)
viii.	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。)

なお、中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。中堅・中小・ベンチャー企業の定義は、3.応募要件 3.2 (4)の記載をご参照ください。

また、若手研究者(40歳以下)が研究開発責任者もしくは主要研究者として実施体制に含まれ、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

(イ) 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 開発等の目標が N E D O の意図と合致していること。
2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
3. 開発等の経済性が優れていること。

当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。

<p>2. 当該開発等の行う体制が整っていること。(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)</p> <p>3. 当該開発等に必要な設備を有していること。</p> <p>4. 経営基盤が確立していること。</p> <p>5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。</p> <p>6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。</p> <p>なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。</p> <p>1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。</p> <p>2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。</p> <p>3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。</p> <p>4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。</p>
--

6.2 助成先(応募パターン[1]-4における採択先)の選定

(1) 審査方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。契約・助成委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

(ア) 採択審査の基準

i.	設定された社会課題・事業課題が基本計画の目的、目標に合致していること。現行技術で解決できない技術課題が設定されていること。(社会課題・事業課題が明確であり、かつ基本計画の目的、目標に合致しているか。)(提案された技術課題が、現行技術では解決困難な規模や複雑さを有しているか。)
ii.	提案された研究開発内容に新規性があり、技術的に優れていること。(提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか。)(「量子・古典アプリケーション」を開発するにあたり、試作量子・古典アプリケーションが開発され、テスト環境下での検証結果が明らかになっているか。)(実現可能性のある提案内容であり、ユーザーを想定した量子・古典アプリケーションの開発や、実環境下での実証を実施するに値する内容となっているか(技術的可能性、計画の妥当性等)。)
iii.	有効な目標値が設定されていること。(技術優位性や事業有効性につながる目標値が根拠とともに設定されているか。)
iv.	事業化への取り組みが具体化されていること。(どのような形で実用化・事業化されることを想定しているか。実用化・事業化を行う製品・サービス等の概要、ビジネスモデル、体制構築、スケジュールなどが明確になっており、成果の実用化・事業化が見込まれるか。)(実用化・事業化に向け、知財・標準化の方針の検討は十分か。)
v.	本事業のアウトカム目標への貢献が見込まれること。(提案された課題の解決によって、温室効果ガスの排出量削減または新規市場獲得が見込めるか。)
vi.	本研究開発を遂行するための高い能力を有すること。(当該又は関連分野の実績・経験を有しているか。また実施体制について、本研究を行うにあたって適

切な管理を行え、かつ実環境下での実証を行える体制を有するか。)
vii. 提案内容に照らして、妥当な予算となっていること。(提案内容に照らして、妥当な予算となっているか。)

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- ・ 平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況として、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。
- ・ 賃上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。
- ・ 中堅・中小・ベンチャー企業が直接助成先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。中堅・中小・ベンチャー企業の定義は、上述「3.応募要件 3.2 (4) 補助率及び助成金の額」の記載をご参照ください。
- ・ 若手研究者(40歳以下)が主任研究者もしくは主要研究者として実施体制に含まれ、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

(イ) 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

<p>提案書の内容が次の各号に適合していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。 2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。 3. 助成事業の経済性が優れていること。
<p>助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関連分野における事業の実績を有していること。 2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。(国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている(又は既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)当該開発等に必要な設備を有していること。 3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。 4. 経営基盤が確立していること。 5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

6.3 委託先・助成先(応募パターン[1]-1~[1]-4における採択先)の選定における共通事項

(1) 採択先の通知及び公表

- ・ 採択された事業については、NEDOから提案者に通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。
- ・ 採択された事業に関しては、実施者名(再委託先等を含む)、提案名(テーマ名)及び事業の概要をNEDOのウェブサイトにて公表します。また採択審査委員(評価者)の所属、氏名についても、採択決定後にNEDOのウェブサイトにて公表します。

- ・ NEDOは採択決定にあたりニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(2) 付帯条件

- ・ 採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、異なるフェーズから開始すること、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(3) スケジュール

2024年	公募期間：	4月26日～5月27日正午
	審査期間：	5月下旬～6月下旬
	採択決定：	7月上旬
	交付決定：	7月下旬

(状況により変更になる可能性あり)

7. ステージゲート審査

本事業の研究開発項目①「量子・古典アプリケーション開発・実証」ではステージゲート方式を採用し、フェーズ移行の段階で実施内容の見直しや研究開発の中止を行います。

(1) 審査の方法について

外部外部有識者によるステージゲート審査委員会で審査します。ステージゲート審査委員会では、NEDOが定める審査項目に基づき、外部有識者が妥当性、進捗性、将来性等の観点より5段階評価（5：秀、4：優、3：良、2：可、1：不可）を実施し、開発分野間のバランスに可能な限り配慮した上で評点結果より通過者を決定します。

(2) 審査時期について

各応募パターンのステージゲート審査時期を次に示します。

応募パターン[1]-1の場合	初期仮説検証から本格研究への移行	2025年9月頃
	本格研究から実用化開発への移行	2027年1月頃
応募パターン[1]-2の場合	初期仮説検証から本格研究への移行	2025年9月頃
応募パターン[1]-3の場合	本格研究から実用化開発への移行	2025年9月頃

(3) 通過率及び通過件数について

各ステージゲート審査での通過率及び想定する通過テーマ件数を次に示します。

SG 審査	審査時期	審査対象・通過率・通過件数	
初期仮説検証から本格研究への移行	2025年9月頃	審査対象(応募パターン)	[1]-1、[1]-2
		通過率	1/2以下(小数点以下切り上げ)
		通過件数(想定)	3件
本格研究から実用化開発への移行	2025年9月頃	審査対象(応募パターン)	[1]-3
		通過率	1/2以下(小数点以下切り上げ)
		通過件数(想定)	1件
	2027年1月頃	審査対象(応募パターン)	[1]-1
		通過率	1/2以下(小数点以下切り上げ)
		通過件数(想定)	2件

(4) 審査基準について

各ステージゲート審査での審査基準を次に示します

【初期仮説検証から本格研究への移行時のステージゲート審査基準】

i.	設定された社会課題・事業課題が基本計画の目的、目標に合致していること。現行技術で解決できない技術課題が設定されていること。(社会課題・事業課題が明確であり、かつ基本計画の目的、目標に合致しているか。)(提案された技術課題が、現行技術では解決困難な規模や複雑さを有しているか。)
ii.	提案された研究開発内容に新規性があり、技術的に優れていること。(提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか。)(「量子・古典アプリケーション」を開発するにあたり、初期的な仮説(量子技術と AI 技術について、それぞれ何の技術を/どのように/なぜ活用するのか)の検証結果が明らかになっているか。)(実現可能性のある提案内容であり、テスト環境下で使用可能な試作量子・古典アプリケーションの開発や、テスト環境下での検証を実施するに値する内容となっているか(技術的可能性、計画の妥当性等。))
iii.	有効な目標値が設定されていること。(技術優位性や事業有効性につながる目標値が根拠とともに設定されているか。)
iv.	事業化への取り組みが具体化されていること。(どのような形で実用化・事業化されることを想定しているか。実用化・事業化を行う製品・サービス等の概要、ビジネスモデル、体制構築、スケジュールなどが明確になっており、成果の実用化・事業化が見込まれるか。)(実用化・事業化に向け、知財・標準化の方針の検討は十分か。)
v.	本事業のアウトカム目標への貢献が見込まれること。(提案された課題の解決によって、温室効果ガスの排出量削減または新規市場獲得が見込めるか。)
vi.	本研究開発を遂行するための高い能力を有すること。 <応募パターン[1]-1の場合> (当該又は関連分野の実績・経験を有しているか。また実施体制について、本研究を行うにあたって適切な管理を行え、かつ実環境下での実証を行える体制を有するか。) <応募パターン[1]-2の場合> (当該又は関連分野の実績・経験を有しているか。また実施体制について、本研究を行うにあたって適切な管理を行えるか。実環境下での実証を行える体制が想定されているか。)
vii.	提案内容に照らして、妥当な予算となっていること。(提案内容に照らして、妥当な予算となっているか。)

【本格研究から実用化開発への移行時のステージゲート審査基準】

i.	設定された社会課題・事業課題が基本計画の目的、目標に合致していること。現行技術で解決できない技術課題が設定されていること。(社会課題・事業課題が明確であり、かつ基本計画の目的、目標に合致しているか。)(提案された技術課題が、現行技術では解決困難な規模や複雑さを有しているか。)
ii.	提案された研究開発内容に新規性があり、技術的に優れていること。(提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか。)(「量子・古典アプリケーション」を開発するにあたり、試作量子・古典アプリケーションが開発され、テスト環境下での検証結果が明らかになっているか。)(実現可能性のある提案内容であり、ユーザーを想定した量子・古典アプリケーションの開発や、実環境下での実証を実施するに値する内容となっているか(技術的可能性、計画の妥当性等。))
iii.	有効な目標値が設定されていること。(技術優位性や事業有効性につながる目標値が根拠とともに設定されているか。)
iv.	事業化への取り組みが具体化されていること。(どのような形で実用化・事業化されることを想定しているか。実用化・事業化を行う製品・サービス等の概要、ビジネスモデル、体制構築、スケジュールなどが明確になっており、成果の実用化・事業化が見込まれるか。)(実用化・事業化に向け、知財・標準化の方針の検討は十分か。)
v.	本事業のアウトカム目標への貢献が見込まれること。(提案された課題の解決

	によって、温室効果ガスの排出量削減または新規市場獲得が見込めるか。)
vi.	本研究開発を遂行するための高い能力を有すること。(当該又は関連分野の実績・経験を有しているか。また実施体制について、本研究を行うにあたって適切な管理を行え、かつ実環境下での実証を行える体制を有するか。)
vii.	提案内容に照らして、妥当な予算となっていること。(提案内容に照らして、妥当な予算となっているか。)

8. 留意事項

8.1 全期間（初期仮説検証、本格研究、実用化開発）共通の留意事項

(1) 研究開発計画の見直しや中止について

ステージゲート方式の採用等により、研究開発の途中段階で実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

(2) 研究開発責任者または主任研究者の研究経歴書の記入（詳細は様式 9 または様式 11）

応募パターン[1]-1、[1]-2 および[1]-3 で提案いただく場合、各提案者（再委託先・共同実施先含む）の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。研究開発責任者は、契約後の委託業務においては、上記の事務処理マニュアル中に記載の業務管理者（委託業務を遂行する際の責任者）を想定しています。

また、応募パターン[1]-4 で提案いただく場合、助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書を提出していただきます。主任研究者の研究経歴書についても、各提案者（助成先からの委託先・共同研究先含む）の提出が必要です。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDOが運用するシステムではありません。)

(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は様式 15）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。

(4) 追跡調査・評価

本事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございます。追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」を御覧願います。

https://www.nedo.go.jp/introducing/kenkyuu_houkoku_index.html

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査についても、御協力をいただく場合がございます。

(5) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正

使用等指針」という。※1) 及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2) に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。

(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(6) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(7) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満(40歳となる事業年度の終了日まで)の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(8) RA(リサーチアシスタント)等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においてもRA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、委託期間においてはNEDOと契約を締結する大学組織との間で、助成期間においてはNEDOが交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(9) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許

可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型※に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。
- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
 - ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
 - ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(10) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注1）、又は「過度の集中」（注2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注1)

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助

成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注2）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ① 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

- ⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】

- ・競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(11) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

委託先または助成事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・ 同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・ また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。

特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

<特許出願の非公開に関する制度>

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html

b. 同制度に伴うNEDOへの技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則としてNEDOに提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご注意ください。

- ・ 当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・ 当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の可否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く。）
- ・ 当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・ 特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技

術情報は除く)

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等からNEDOが求めた場合には、NEDOが指定する方法で提示する必要があります。

8.2 委託事業（初期仮説検証、本格研究）に関する留意事項

(1) 委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

- ・委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（様式 4）を変更し提出していただきます。

(4) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は様式 10-1、10-2）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時までに対応していない場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

(5) 知財マネジメント（詳細は、資料 1）

本事業は、「量子・古典ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業」における知財マネジメント基本方針を適用し、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されません。

本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただく場合があります。

(6) データマネジメント（詳細は、資料 2）

本事業はNEDOプロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データがない場合】を適用します。

(7) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・終了時評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(8) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は、資料3）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(9) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

なお、委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

(10) 交付金インセンティブ制度

当該公募で採択された案件は、「交付金インセンティブ制度」の対象となります。本制度は事業期間中の成果が目覚ましい案件に対して、契約額等に連動した形でインセンティブの付与を行う仕組みです。インセンティブ付与の基準等は、採択決定以降に採択者に対し示します。なお、本制度の適用による契約額の減額や支払い留保等は生じません。

8.2 助成事業（実用化開発）に関する留意事項

(1) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後ま

での企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化に関する調査にご協力いただくことがあります。

(2) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(3) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(交付規程第16条)

(4) データマネジメントについて

「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議)を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。

NEDOの事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

(5) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目(消耗品費、旅費、借料等)にそれぞれ計上してください。

① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。(この場合、算出根拠を明確にしてください。)

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・終了時評価の対象となります。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(6) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第4項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。

- る。
- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（E-mail 等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
 - ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
 - ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(7) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(8) 助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」の利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

また、ステージゲート審査を通過して本格研究フェーズ（委託）から実用化開発フェーズ（助成）に移行する場合、助成金交付決定時における最新の課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用します。同時に、助成金交付の事務処理は、助成金交付決定時における最新の事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

【参考】

- ・助成事業の手続き：約款・様式

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html

- ・補助・助成事業の手続き：マニュアル

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

(9) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応

表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社 web ページ等）していただきます。（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではございません。）

9. 説明会の動画配信

当該委託・助成業務や提案に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等について、公募説明会動画を5月上旬に配信予定です。

なお、公募説明会動画及び説明会資料は本公募ページに掲載します。

10. 問い合わせ先

本事業・公募の内容及び契約に関する質問等は、2024年5月24日（金）正午まで以下の問い合わせ先のE-mailで受け付けます。ただし個別案件の相談や審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

なお、問い合わせ内容及びその回答は、問い合わせ元に関連する情報を除き普遍的な内容に変更して、公募説明会資料の別紙として公開します。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
ロボット・AI部 橋本、吉本、岩崎、寺下
E-mail: quantum_ai@ml.nedo.go.jp

11. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本事業に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

【関連資料】

基本計画

2024年度実施方針

様式1～16（「4. (4) 提出書類」の通り）

資料1: 「量子・古典ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業」における知財マネジメント基本方針

資料2: NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針第2版

資料3: 契約に係る情報の公表について

資料4: ヒアリング審査プレゼン資料雛形

業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款（本公募用に特別に掲載しない場合は、下記URLに掲載されている「業務委託契約標準契約書」を指します）

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2024_3yakkan_gyoumu.html

以上